

答申第 679 号

平成 30 年 4 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 9 月 22 日付けで諮問された特定公益法人の立入検査に関する文書等一部非公開の件（諮問第 770 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたこと並びに特定日に実施された立入検査に係るチェックリスト及び公益財団法人の理事、評議員、監事の資格要件、選定基準等に関する文書を存在していないとして公開を拒んだことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年5月1日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定日に実施された特定公益財団法人（以下「本件公益法人」という。）に対する立入検査の実施状況、特定日に開催された本件公益法人に係る神奈川県公益認定等審議会の審議状況及び委員確認事項等が分かる文書、公益財団法人に対する臨時立入検査の実施基準及び実施要領等並びに公益財団法人の理事、評議員、監事の資格要件、選定基準等に関する文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年5月15日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年6月27日付けで、特定日に実施された立入検査（以下「本件立入検査」という。）に係る立入検査実施報告書、第96回神奈川県公益認定等審議会議事録（以下「第96回議事録」という。）及びその補助資料（以下「第96回補助資料」という。）、第97回神奈川県公益認定等審議会議事録（以下「第97回議事録」という。）、第98回神奈川県公益認定等審議会議事録（以下「第98回議事録」という。）及びその補助資料（以下「第98回補助資料」という。）、「新公益法人及び移行法人に対する監督の基本的考え方」並びに神奈川県公益法人等立入検査実施要領（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1のA欄に掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第5条第1号を理由に、別表1のB欄及びC欄に掲げる情報については法人に関する情報であり、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号

を理由に、さらに、本件立入検査に係るチェックリスト（以下「本件チェックリスト」という。）及び公益財団法人の理事、評議員、監事の資格要件、選定基準等に関する文書（以下「本件資格要件等文書」という。）（以下「本件存否判断文書」と総称する。）については不存在であることを理由に、それぞれ非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年7月14日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに条例第20条第3項に基づき提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表1のA欄に掲げる情報のうち、立入検査実施報告書に記載された法人側対応者の職名は、既に個人名が特定されているため、非公開とすることは不当である。また、専務及び常務理事以外の職名は、公開したとしても特定の個人が識別されることはなく、非公開とすることは不当である。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のB欄及びC欄に掲げる情報については、本件公益法人の性格、目的及び事業活動の公益性並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条の公益法人の存続基盤たる公益認定基準に触れる同法人の行為にかんがみれば、同法人の信用上の正当な利益は法的保護に値せず、その正当な利益を害するおそれはないことから、条例第5条第2号本文に該当しない。

また、公開されることにより保護される利益と公開しないことにより保護される利益を比較衡量しても、同法人による同法第5条に触れる行為等や同法人の公益性にかんがみれば、前者が上回ることから、条例第5条第2号ただし書により公開すべきである。

(3) 条例第7条該当性について

別表1のB欄及びC欄に掲げる情報については、本件公益法人の行う公益目的事業の不特定かつ多数の者の利益に寄与すべきという目的や性格に照らしても、条例第7条の「公益上特に必要があると認められるとき」に該当するものとして公開すべきである。少なくとも、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」を主張する以前の問題、認定法の「公益増進」に逆行する「公益侵害」、「遵法意識の欠如」の実態があるのであるから、過去及び将来の県民の貴重な財産を保護するためにも、公開することが必要と認められる情報である。

(4) 本件存否判断文書のうち、本件チェックリストの存否について

本件チェックリストについて、当該文書を不存在とする実施機関の説明は、到底信じられない。なぜならば、本件立入検査は、本件公益法人に対する公益認定後初めての立入検査であり、しかも3年に一度の重要なものであって、検査担当者2名が丸1日をかけて理事会や評議員会、業務の運営状況等膨大な業務を効率的に項目ごとに厳正にチェックし、指導、改善、勧告等を効果的に行うべきもので、立入検査実施報告書の裏付け資料となるべきものだからである。チェック表等の名称は問わず何らかの裏付け資料なく立入検査実施報告書を作成することは考えられない。

実施機関は、特定資格を有する委員に事業報告等の定期提出書類の確認を依頼し、その指示の下、「立入検査を実効あるものにする」と説明するが、その指示が「チェックリスト表のようなもの」ではないか。

4 実施機関（総務局組織人材部文書課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項に基づき提出した意見書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表1のA欄に掲げる情報については、条例第5条第1号にいう「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

ただし、公益法人の役員等（理事、監事及び評議員）名簿については、認定法第21条第4項及び第22条第2項に基づき閲覧・謄写の対象とされて

いることから、専務理事又は常務理事という職名及びこれらの理事の氏名については、同号ただし書アに基づき公開したものである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のB欄及びC欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第2号に該当する。

ア 別表1のB欄に掲げる情報

本件立入検査は、公益法人制度改革後、3年に一度行うこととされた立入検査として本件公益法人に対して初めて行われたものであり、別表1のB欄に掲げる情報は、かかる検査により指摘・確認した事項が記載されたものである。そして、これらの指摘・確認事項は、認定法上、公表が義務付けられた勧告等をする必要がないため、これらの情報を公開した場合、当該法人の信用上の正当な利益を害するなど、当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」ことから、条例第5条第2号に該当する。

また、前述のとおり、これらの情報は、認定法上、公表が義務付けられた勧告等をする必要がある事項ではなく、かつ、人の生命、身体等への危害等が現に生じ、又は将来そのような危害等が発生することが予想される内容の記載はないことから、同号ただし書に該当しない。

イ 別表1のC欄に掲げる情報

(ア) 第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録のうち、本件処分により非公開とした情報

本件処分により非公開とした第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録に記載された審議内容は、公益法人からの各種申請を審議する神奈川県公益認定等審議会（以下「本件審議会」という。）に属する委員の発言内容が記載されたものであるところ、本件審議会における審議については、神奈川県公益認定等審議会運営要領第7条第1項第1号に基づき非公開の場で行われたものである。そして、かかる情報は、本件公益法人が公にしていない経営方針や事業上のノウハウ等、専ら法人の内部管理に関する情報を内容とするものであり、公開することにより、当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害

する」こととなるため、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報は、法人の内部管理に関する情報であり、人の生命、身体等への危害等が現に生じ、又は将来そのような危害等が発生することが予想される内容の記載はないことから、同号ただし書に該当しない。

(イ) 第96回補助資料及び第98回補助資料のうち、本件処分により非公開とした情報

a 本件処分により非公開とした全情報

第96回補助資料及び第98回補助資料のうち、本件処分により非公開とした情報は、前記(ア)と同様に、本件公益法人が公にしていないうち、経営方針や事業上のノウハウ等、専ら当該法人の内部管理に関する情報であることから、前記(ア)と同様に条例第5条第2号本文に該当する。

また、これらの情報は、法人の内部管理に関する情報であり、人の生命、身体等への危害等が現に生じ、又は将来そのような危害等が発生することが予想される内容の記載はないことから、同号ただし書に該当しない。

b 第98回補助資料のうち、2頁目において本件処分により非公開とした情報

第98回補助資料のうち、2頁目において本件処分により非公開とした情報は、本件公益法人から提出された公になっていない特定事項に関するものであるところ、かかる情報の性質にかんがみると、これを公開することにより同法人の信用を失わせる等のおそれがあり、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、この点においても、条例第5条第2号本文に該当する。

(3) 条例第5条第3号該当性について

別表1のC欄に掲げる情報のうち、第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録において本件処分により非公開とした情報については、次のとおり、条例第5条第3号に該当する。

すなわち、これらの情報は、前記(2)イ(ア)のとおり、非公開の場で審議された各委員の発言内容や発言した委員名が記載されたものであるが、非公開を前提とした審議であるために、これらの議事録には各委員の忌憚のない発言が記載されている。このため、これらの情報を公開すると、今後、本件審議会での発言が公開されることを前提として各委員が発言を行うこととなり、各委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、これらの情報は、同号に該当する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1のC欄に掲げる情報のうち、以下に示すものについては、次のとおり条例第5条第4号柱書に該当する。

ア 第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録のうち、本件処分により非公開とした情報

第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録のうち、本件処分により非公開とした情報には、本件公益法人からの申請内容に応じた評価の視点や軽重など具体的な審査の観点等が含まれている。このため、これらを公開すると、同種の申請を行おうとする公益法人によるこれらの具体的な審査の観点等を前提とした、実態と乖離した必要書類等の提出を招きかねず、今後行われる同種の審査が形骸化する等の支障が生じるおそれがある。

したがって、これらの情報は、公開することにより、今後の実施機関の当該審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 第96回補助資料のうち、1頁目、7頁目及び8頁目において本件処分により非公開とした情報

第96回補助資料のうち、1頁目、7頁目及び8頁目において本件処分により非公開とした情報は、本件公益法人が申請した申請内容について、各委員の指示による具体的な確認事項や公益認定基準への適合性などが記載され、具体的な審査の観点等を示すものであるため、これらを公開すると、各種申請を行おうとする公益法人によるこれらの具体的な審査の観点等を前提とした、実態と乖離した必要書類等の提出を招きかねず、

今後行われる同種の審査が形骸化する等の支障が生じるおそれがある。

したがって、これらの情報は、公開することにより、今後の審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 第98回補助資料のうち、1頁目において本件処分により非公開とした情報

第98回補助資料のうち、1頁目において本件処分により非公開とした情報は、前記イと同質の情報であることから、前記イと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(5) 本件存否判断文書の存否について

ア 本件チェックリスト

認定法に基づく公益法人への立入検査は、同法に基づき公益法人から提出される事業報告等の書類では分からない点を中心に、当該法人の実態をできる限りつかむよう実施しているところ、検査内容は多種多様であり、チェックリスト等に基づく一律的対応をするよりも、検査対象となる公益法人への質問等を通じて臨機応変に行っていくことが適当であると考えているため、チェックリスト等は作成していないところである。もっとも、実施機関にあつては、立入検査に先立ち、本件審議会における特定の資格を有する委員に検査対象となる公益法人から提出された書類の確認を依頼し、検査事項の指示を仰いだ上で検査を行い、立入検査を実効性あるものとしている。

なお、職員によっては、関係する法令を一覧としてまとめ、立入検査に持参している者もいるが、上記のような理由もあり、組織共用性のあるチェックリストは作成していないため、本件チェックリストは不存在である。

イ 本件資格要件等文書

認定法第6条には、公益法人の欠格事由について規定されており、同条1号イからニまでに規定する者は、公益法人の理事、監事及び評議員になることはできないこととされている。公益法人の理事、監事及び評議員の資格要件や選定基準については、同規定に基づき対応がなされて

おり、本県独自の資格要件や選定基準は策定していないため、当該文書は不存在である。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が認定法に基づき本件公益法人に立入検査した件について作成された結果報告書並びに本件公益法人が行った特定の申請について本件審議会において審議に係る議事録及び審議に用いられた補助資料であることが認められる。

また、本件審議会は、公益法人からの各種申請について、知事から諮問を受けて、各種申請の当否について答申を行う附属機関であると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、別表1のA欄に掲げる情報の同号本文該当性について、以下検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のA欄に記載された情報は、本件公益法人の理事及び評議員の所属又は職名並びに一般職員の氏名及び職名であるところ、いずれも特定の個人の氏名とともに記載されたものであるため、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすること

が予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報の同号ただし書該当性について、以下検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のA欄に掲げる情報は、認定法に基づく閲覧及び謄写の対象にもされていないことから同号ただし書アに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書イ、ウ及びエにも該当しないと認められる。

よって、別表1のA欄に掲げる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について審査請求人は、氏名が公開されている専務理事及び常務理事の理事以外の職名について、既に個人が特定されている以上、非公開とすることは不当である旨主張するが、当審査会が確認したところ、非公開とされた職名は氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報として、氏名とともに一体的に同号本文に該当するものの、認定法に基づき閲覧及び謄写の対象となる部分を同号ただし書アに基づき公開したことにより、結果的に専務理事及び常務理事以外の職名が非公開となったものであって、この点に関する実施機関の説明には何ら問題はない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これら

に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、前記4(4)において、実施機関が同号柱書に該当する旨説明する情報の同号柱書該当性について、以下検討する。

ア 第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録のうち、本件処分により非公開とした情報

当審査会が確認したところ、実施機関が第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録において、本件処分により非公開とした情報は、本件審議会に属する各委員の発言内容が、委員名とともに記載されたものであり、その内容は、実施機関が説明するとおり、本件公益法人が行った特定の申請に関する評価の視点や軽重など、具体的な審査の観点にまで及んでいることが認められる。

したがって、これらの情報のうち、委員の発言内容については、これを公開すると、当該申請に対する審査の観点を明らかにすることとなり、今後、同種の申請を行おうとする公益法人が、審査を通すことに偏重した必要書類の作成、提出等を行うことを招き、結果、本件審議会における審査が形骸化するといった支障が生じるおそれがあると認められる。

しかしながら、発言を行った委員名については、これを公開したとしても、審査の形骸化を招くおそれはないと認められることから、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

よって、第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録において、本件処分により非公開とした情報のうち、各委員の発言内容は同号柱書に該当するものの、発言を行った委員名については、同号柱書に該当しないと判断する。

イ 第96回補助資料のうち、1頁目、7頁目及び8頁目において本件処分により非公開とした情報

当審査会が確認したところ、第96回補助資料のうち、1頁目、7頁目及び8頁目は、本件審議会における本件公益法人が行った特定の申請に

関する審議のため、実施機関が委員からの指示に基づいて確認した結果及び本件公益法人から提出された資料から構成されるものであると認められる。これらのうち1頁目において非公開とした情報は、実施機関が委員からの指示に基づいて確認した結果が記載されたものであって、前記アと同様、申請内容に応じた公益認定基準への適合性等、具体的な審査の観点に言及するものであると認められることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

しかしながら、7頁目及び8頁目において本件処分により非公開とした情報は、本件公益法人が提出した資料に記載されたものであって、その内容は申請内容に関する一般的事項に過ぎず、具体的な審査の観点にまで及ぶものではないことから、同号柱書には該当しないと判断する。

ウ 第98回補助資料のうち、1頁目において本件処分により非公開とした情報

実施機関が第98回補助資料のうち、1頁目において本件処分により非公開とした情報は、当審査会が確認したところ、第96回補助資料のうち1頁目において本件処分により非公開とした情報と同質の情報であると認められることから、前記イ前段と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第3号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、前記4(3)のとおり、別表1のC欄に掲げる情報のうち、第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録において本件処分により非公開とした情報が、条例第5条第3号に該当する旨説明するが、これらの情報のうち、前記(3)アにおいて、同条第4号に該当すると判断した情報（以下「4号該当情報」という。）については、同条第3号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、これらの情報のうち、発言を行った委員名の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第3号該当性

条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関

と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

この点につき実施機関は、これらの議事録は、非公開の場で審議が行われた際のものであるため、各委員の忌憚のない発言が記載されており、これを公開すると各委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるとして同号に該当する旨説明するが、各委員の発言内容を非公開とする限り、たとえ発言を行った委員名を公開したとしても、このことのみをもって、各委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が害されると評価することはできない。

よって、第96回議事録、第97回議事録及び第98回議事録に記載された発言を行った委員名については、同号に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第2号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、前記4(2)のとおり、別表1のB欄及びC欄に掲げる情報が、条例第5条第2号に該当する旨説明するが、これらの情報のうち、4号該当情報については、同条第2号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、別表1のB欄及びC欄に掲げる情報から4号該当情報を除いたものの同条第2号該当性について判断する。

イ 条例第5条第2号該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

もともと、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開すること

が必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

(7) 別表 1 の B 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の B 欄に掲げる情報は、公益法人制度改革後、3 年に一度行うこととされた公益法人への立入検査として、本件公益法人に対して初めて行われたものに係る立入検査実施報告書に記載された本件立入検査の検査結果に関する情報であると認められる。そして、かかる文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関が説明するとおり、検査により指摘・確認した事項ではあるものの、認定法上、公表が義務付けられた勧告を要するようなものではないと認められる。

したがって、検査により指摘・確認された事項は、これらを公開すると、実施機関が説明するとおり、本件公益法人の信用上の正当な利益を害するおそれが認められるため、これらの情報は条例第 5 条第 2 号に該当すると判断する。

また、これらの情報は、これらを公開することにより、人の生命、身体等の利益を保護することにつながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

(4) 別表 1 の C 欄に掲げる情報から 4 号該当情報を除いたもの

a 第 96 回議事録、第 97 回議事録及び第 98 回議事録に記載された発言を行った委員名

第 96 回議事録、第 97 回議事録及び第 98 回議事録に記載された本件審議会において発言を行った委員名については、その発言内容を非公開とする限り、これらを公開したとしても、このことのみをもって、本件公益法人の正当な利益を害するおそれがあると評価することは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

b 第 96 回補助資料のうち、2 頁目から 8 頁目において本件処分により非公開とした情報

当審査会が確認したところ、第96回補助資料のうち、2頁目から5頁目において本件処分により非公開とした情報は、本件公益法人が行った特定申請に係る資料として提出されたものであると認められるところ、その内容は、同法人が公にしていない経営方針等に関する情報であって、公開することにより、その正当な利益を害するおそれがあると認められることから条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報が、公益法人の経営方針に関する情報等であるということにかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命、身体等の利益を保護することにつながると認めることは極めて困難であるといわざるを得ない。

よって、これらの情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

他方、第96回補助資料のうち、7頁目及び8頁目において本件処分により非公開とされた情報は、本件公益法人が行った特定の申請内容に関して一般的事項が記載されたものに過ぎず、公開することにより、その正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないことから、同号本文には該当しないと判断する。

c 第98回補助資料のうち、2頁目において本件処分により非公開とした情報

当審査会が確認したところ、第98回補助資料のうち、2頁目において本件処分により非公開とした情報は、本件公益法人から提出された公になっていない特定事項に関するものであるところ、これを公開すると、当該法人の信用上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、当審査会が確認したところ、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報を公開したとしても、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは極めて困難であるといわざるを得ない。

よって、かかる情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

(6) 本件存否判断文書の存否について

ア 本件チェックリスト

本件チェックリストについて、審査請求人は、立入検査ごとに本件審議会における特定の資格を有する委員に検査対象となる公益法人から提出された書類の確認を依頼し、検査事項の指示を仰いでいるという実施機関の説明に対し、その指示こそが「チェックリスト表のようなもの」である旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定の資格を有する委員から指示された検査事項を书面化したものは認められず、チェックリスト等に基づく一律的対応をするよりも、特定の資格を有する委員に検査事項の指示を仰ぎつつ臨機応変に検査を行うことが適当であるとして、チェックリストの類を作成していないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

このことから、本件チェックリストは作成していないため不存在であるとする実施機関の説明に、特段不合理な点は見当たらない。

イ 本件資格要件等文書

当審査会が確認したところ、公益財団法人の理事、評議員、監事の資格要件、選定基準等については、認定法第6条の規定に基づいて実務が行われており、本県独自の資格要件、選定基準は策定していないと認められる。

したがって、本県独自の資格要件や選定基準は策定していないため、本件資格要件等文書は作成しておらず不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

(7) まとめ

以上により、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものを条例第5条第1号、第2号又は第4号柱書に基づき非公開としたこと並びに本件チェックリスト及び本件資格要件等文書を不存在であるとして非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については、これを公開すべきである。

(8) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条

による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、

「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、本件公益法人の理事等の個人に関する情報、本件公益法人の経営方針等に関する情報及び本件審議会の具体的な審査の観点等に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分非公開情報一覧		
	文書種別	非公開情報
A 欄	立入検査実施報告書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1 検査概略」のうち「(7) 法人側対応者」の専務理事及び常務理事以外の職名 ○ 「1 検査概略」のうち「(7) 法人側対応者」の専務理事及び常務理事以外の者の氏名 ○ 役員名簿等のうち、会長、専務理事及び常務理事以外の者の所属 ○ 役員名簿のうち、常勤、非常勤以外の区分 ○ 役員名簿のうち、顧問の氏名
B 欄		○ 「3 検査結果」の内容
C 欄	第96回議事録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発言を行った委員名 ○ 各委員の発言内容
	第96回補助資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 頁目の2行目から5行目まで、上の表及び下の表 ○ 2 頁目の表中第3欄第1項から第7欄第58項まで並びに第3欄第1項の上部手書記載事項、第4欄第1項の上部手書記載事項及び表下部手書記載事項 ○ 3 頁目から5 頁目までの頁番号以外の情報 ○ 7 頁目の上部枠内及び頁番号以外の情報 ○ 8 頁目の「〔1〕事業の内容について(注1)」枠内より下の情報(頁番号を除く)
	第97回議事録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発言を行った委員名 ○ 各委員の発言内容
	第98回議事録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発言を行った委員名 ○ 各委員の発言内容
	第98回補助資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 頁目の2行目から5行目まで、上の表及び下の表 ○ 2 頁目の頁番号以外の情報

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧		
文書種別	該当部分	適用条例
立入検査実施報告書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1 検査概略」のうち「(7) 法人側対応者」の専務理事及び常務理事以外の職名 ○ 「1 検査概略」のうち「(7) 法人側対応者」の専務理事及び常務理事以外の者の氏名 ○ 役員名簿等のうち、会長、専務理事及び常務理事以外の者の所属 ○ 役員名簿のうち、常勤、非常勤以外の区分 ○ 役員名簿のうち、顧問の氏名 	条例第5条第1号
	「3 検査結果」の内容	条例第5条第2号
第96回議事録	○ 各委員の発言内容	条例第5条第4号柱書
第96回補助資料	○ 1頁目の2行目から5行目まで、上の表及び下の表	条例第5条第4号柱書
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2頁目の表中第3欄第1項から第7欄第58項まで並びに第3欄第1項の上部手書記載事項、第4欄第1項の上部手書記載事項及び表下部手書記載事項 ○ 3頁目から5頁目までの頁番号以外の情報 	条例第5条第2号
第97回議事録	○ 各委員の発言内容	条例第5条第4号柱書
第98回議事録	○ 各委員の発言内容	条例第5条第4号柱書
第98回補助資料	○ 1頁目の2行目から5行目まで、上の表及び下の表	条例第5条第4号柱書
	○ 2頁目の頁番号以外の情報	条例第5条第2号

別表 3

公開すべき非公開情報一覧	
文書種別	該当部分
第 96 回議事録	○ 発言を行った委員名
第 96 回補助資料	○ 7 頁目の上部枠内及び頁番号以外の情報 ○ 8 頁目の中ほどの枠内より下の情報（頁番号を除く）
第 97 回議事録	○ 発言を行った委員名
第 98 回議事録	○ 発言を行った委員名

備考 1 頁番号は、頁下に実際に振られた頁番号である。

備考 2 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 3 表中の項は、行数に数えない。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 9 月 22 日	○ 諮問
平成 30 年 1 月 25 日 (第 180 回部会)	○ 審議
2 月 7 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項に基づく意見書受領
2 月 15 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項に基づく意見書受領
2 月 21 日 (第 181 回部会)	○ 審議
3 月 23 日 (第 182 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 4 月 12 日現在) (五十音順)